

保護者様

湯沢町立 小・中学校長

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

お子さんのかかっていると思われる病気は、学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつる可能性のある期間は出席停止となり、登校できません。

必ず、医師の診断を受け、医師から登校許可がおりたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、学校へ提出、登校してください。なお、出席停止期間は、欠席になりません。

	病名または状況（○印は診断を受けた病気）	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱ペスト、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ様疾患	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹がか皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染、その他の感染症（ ）	感染のおそれなくなるまで

●主治医様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の児童生徒にうつるおそれなくなりましたら、下記の登校許可書にご記入いただき、保護者、児童生徒に「登校してもよい」旨の御指導をお願いいたします。

登 校 許 可 証

年 番 氏名

上記の児童生徒の疾病について、感染症予防上に支障がないため、登校しても差し支えありません。

1 病名 _____ 診断日 平成 年 月 日

2 登校してもよいと認められる年月日 平成 年 月 日

病（医）院名

医 師 氏 名

湯沢町立 学校長 様

主治医より登校許可が得られましたので届け出ます。

保護者氏名